

西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議 開催要綱

(目的)

第1条 西蒲区役所の新庁舎整備にあたり、幅広い意見を聴取し、多方面から意見交換を行いながら基本構想を検討することを目的として、西蒲区役所新庁舎基本構想検討会議（以下「検討会議」という）を開催する。

(開催期間)

第2条 検討会議の開催期間は、令和6年3月31日までとする。

(委員構成)

第3条 検討会議は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから構成する。

- (1) 関係する分野に見識を有する者
- (2) 関係団体のメンバー
- (3) 公募による市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(座長及び座長代理)

第5条 検討会議は座長及び座長代理を置き、座長は委員の互選によってこれを定める。

- 2 座長は、検討会議の進行を行う。
- 3 座長代理は、座長が欠席の場合にその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、必要の都度市長が招集する。

- 2 市長が必要と認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を認め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 3 検討会議の会議は、公開とする。

(庶務)

第7条 検討会議の庶務は、西蒲区役所地域総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和5年5月9日から施行する。